

令和4年度 第203回佐用町農業委員会会議録

令和4年4月20日、午後1時30分 佐用町役場西館2階にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

1番 腰前 正好	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明	5番 安本 隆己	6番 福田 範康
7番 竹内 辰巳	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷 隆志	12番 花井 義信
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に参加した者の氏名は次のとおりです。

農地利用最適化推進委員 横山 隆夫、陰山 哲博、柿本 美満夫
事務局長 井土 達也、書記 押田 晃英・波戸 雄太・金城 皆美

4. 会議案件は次のとおりです。

- (1) 会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- (5) 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第4号 農地法第3条第2項第5号の申請について
- (7) 議案第5号 非農地証明書の交付申請について
- (8) 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

5. 会議の顛末は次のとおりです。

事務局 定刻となりましたのでただいまから始めさせていただきます。まず会長から挨拶
お願いいたします。

議長（腰前会長）皆様ご苦勞様です。田植え時期が近付いており、コロナで大変な時期でも
ありますので、体を大事にしていただけたいと思います。またみんなで相談し
ながらこれからのことも進めていきたいと思います。事務局も変わりましたので、
いっしょになって頑張っていきたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

それではただいまから、佐用町農業委員会第 203 回 4 月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員はありません。したがってただいまの出席委員は 13 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。4 番の大谷委員と 5 番の安本委員をお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。事務局より説明願います。

事務局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和 4 年 4 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」
(報告第 1 号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局より報告がありましたこの案件につきまして、何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは報告第 1 号の案件につきましては承認されました。次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 4 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」4 件の申請がありました。

(議案第 1 号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、蔭山委員より説明願います。

3 番 (蔭山委員) 議席番号 3 番の蔭山です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。

資料は 1 ページからになります。現地確認について 4 月 11 日 9 時 30 分より、事務局の押田さん、波戸さん、行政事務所のさんと私の 4 名で行いました。場所は資料にありますように、長尾集落内のの下 200m ぐらいのところにあります。譲渡人のさんは佐用町の農地付き空き家バンクに登録していたところ、譲受人のさんが現地を見学して大変気に入り、話がまとまりセットで購入することになり、農地部分の別段面積を緩和してほしいとのことで本申請に至っています。本件土地は耕作されておらず、遊休農地となっています。今回、空き家バンクを通じてセットで購入される農地は宅地のすぐ前にあります。さんは 歳で農業の経験がなく、草刈り機など必要な道具を購入し年間 60 日程度農作業に従事して、野菜などを栽培し収穫をするとの営農計画書を提出しており、とても楽しみにされています。現在、市に在住ですが、佐用町に住民票を移し農作業を頑張るとのことです。農地法第 3 条 2 項各号には該当があ

りません。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、2番、3番の案件につきまして、間嶋委員より説明願ひします。

8番（間嶋委員）議席番号8番の間嶋です。議案第1号2番の案件について説明いたします。

資料は5ページからになります。現地確認については、4月11日13時30分より、事務局の押田さん、波戸さん、行政事務所のさんとさんと行いました。申請場所は資料にありますように、櫛田滝谷集落の東側に位置しています。譲渡人のさんは佐用町櫛田滝谷に住んでいましたが、令和2年に市へ転出され、空き家となり、管理ができなくなりましたので、このたび、家を含めた所有不動産を売却したいとのことで、町の空き家バンクを利用し、このたびさんが譲受ることとなりました。この登録物件に記載した農地につきまして、農地法第3条第1項に基づく申請がありました。さんは当集落での生活基盤を築き、対象農地につきましては現在保全管理状態ですが、さんは地域内の農家から支援指導を受けながら農業を始めたいとのことで、別紙営農計画書を提出されています。譲受人のさんは1号の全部効率要件については全ての農地を耕作されるため問題ありません。また、2号は個人であるため問題ありません。3号については信託でないため問題ありません。4号の農作業常時要件については年間を通じて野菜作りに従事するため問題ありません。5号の下限面積については、取得後は316㎡となりますが、周辺地域を含めて農業上の総合的かつ効率的な利用の確保に支障を生ずる恐れがなく、新規就農を促進するために適当と思われまふ。6号についても、登記簿のとおり問題ありません。また、7号の地域調和要件についても、地元の農作業への出役への参加も見込まれますので問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

続きまして、議案第1号3番の案件について説明いたします。現地確認については、4月11日14時より、農業委員会事務局の押田さん、波戸さん、譲受人のさんと行いました。申請場所は資料にありますように、櫛田石井集落の西側に位置しています。譲渡人のさんは遠方県に住んでおられ、管理をすることができないことから、利用権設定により町内の株式会社へ委託し、耕作管理をしていましたが、譲渡人のさんが遠方在住で農地を手放したいとさんに相談したところ、譲受人のさんが農地は集落内住人で守りたいと

ということで話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人の■■■さんは1号の全部効率化要件について全ての農地を耕作しているため問題ありません。また、2号は個人であるため問題ありません。3号については信託でないため問題ありません。4号の農作業常時要件については年間150日従事しているため問題ありません。5号の下限面積については、取得後の面積が5,519㎡となり問題ありません。6号についても、登記簿のとおり問題ありません。7号の地域調和要件についても、地元の農作業への出役へも参加されておられますし、継続的な経営耕作となりますので問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 審議に入ります。審議につきましては、1件ごとに行います。2番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。続いて、3番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。次に、4番の案件につきまして、松岡委員より説明願います。

9番(松岡委員) 議席番号9番の松岡です。議案第1号4番の案件について説明いたします。

資料は14ページからになります。現地確認については、4月7日13時30分より、■■■行政書士、事務局の金城さんと3名で行いました。申請場所は資料にありますように、安川集落の北東の住宅に隣接した畑と、北側の田となります。譲渡人は現在■■■に住んでおられ、畑は耕作しておらず田は譲受人が経営する農業法人が耕作していました。譲渡人は今後も耕作の意思がなく、譲受人に相談したところ譲受人も農地を拡大したいとのことで話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人は、1号の全部効率化要件については、これまで45年間、農地を耕作しているため問題ないと考えます。2号については個人であるので問題ありません。3号の信託要件については、信託ではないため問題ありません。4号の農作業常時要件については、年間260日の従事で問題ありません。5号の下限面積については取得後の面積が7,800㎡超となるため問題ありません。6号についても登記簿のとおり問題ありません。また、7号の地域調和要件についても、現状耕作中で問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当しません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろ

しくお願ひします。

議 長 審議に入ります。4 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 4 番の案件につきましては承認されました。次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 4 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」1 件の申請がありました。
（議案第 2 号、議案書をもとに朗読）

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、福原委員より説明願ひします。

10 番（福原委員）議席番号 10 番の福原です。議案第 2 号 1 番の案件について説明します。現地確認は、4 月 8 日 14 時 00 分より、借受人の■■■■社員の■■■氏、事務局の押田さん、波戸さんと私の 4 名で行いました。資料は 20 ページからになります。申請地の位置は資料 21 ページにありますように、県道若狭下三河線線船越のひまわり館前の坂道を 200m 程登った左側奥 3 筆目になります。資料の申請地マークがはずれてまして、右下の銀色のラインが 6 列見える正方形の畑地です。申請地の状況は営農型太陽光発電設備が設置され、パネル下にはブルーベリーが植えてあり管理されてました。申請地は平成 31 年 4 月の第 167 回農業委員会で許可され営農型太陽光発電設備を設置し営農していますが、許可期限が 3 年だったため、今回期間延長の申請となりました。これまで 3 年間の収量報告がされていますし、営農継続及び営農型発電設備による事業を廃止した時の設備撤去の確約書、隣接地所有者の同意書、自治会長及び水利代表者の同意も得られています。以上を踏まえまして、当該申請については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 審議に入ります。1 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第 5 条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 4 月

20日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」2件の申請がありました。

(議案第3号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番の案件につきまして、大谷委員より説明願います。

4番(大谷委員)議席番号4番の大谷です。議案第3号1番の案件について説明いたします。

資料は26ページから30ページになります。現地確認については、4月11日9時から、事務局の押田さん、波戸さん、申請者■■■■さん、上記代理人■■■■行政事務所の■■■■さん、農業委員大谷の5名で行いました。申請場所は佐用町口長谷です。申請書位置図のとおり国道373号宗行から奥長谷に向かって数百メートルの交差点を200mほど南下したところ、また横坂から長谷への小さな峠を下ってすぐのところにある■■■■のすぐ前になります。本件、農地の所有権移転と転用の申請について説明します。添付しております図面のとおり■■■■の通路は、一本道で幅員が狭く方向転換する場所がありません。毎日畜舎へ搬入する畜産資材、飼料、餌のトラックや牛乳の集乳タンクローリー等が頻繁に出入りし、積み下ろし作業を行っています。一方通行しかできない通路なので1台が積み下ろし作業中に他のトラックが来ますと、施設前の町道で路上駐車して待機する状態で効率が悪いばかりか大型の車を路上に駐車させることによって通行する他の皆様に大変なご迷惑をかけている状態でした。今のところ事故は起こっていませんが前々から何件かのクレームがあることは知っていました。早急に解決すべき問題でした。今般、隣接する譲渡人、■■■■さんの協力もあって畜舎の入り口に面した田を転用造成し、駐車場用地とする計画であります。では、申請に記載されている1から9までの事柄を説明します。1、権利の種類ですが所有権移転。2、申請当事者ですが譲受人は■■■■、譲渡人は■■■■。3、許可を受けようとする土地ですが、申請地は口長谷字■■■■、現況田、389㎡。4番権利設定、移転の当事者別の理由は申請の経緯で申し上げたとおりでございます。5、権利設定または移転する契約の内容は、許可あり次第早急に取り掛かる。6、転用の時期、目的に係る事業、施設の概要は、計画では6月1日より造成開始で、施工期間は余裕をもって40日間、7月11日より半永久的に使用。7、転用の目的に係る資金計画は、所要資金として土地購入費を含めて総額62万弱、資金調達は自己資金。申請者の■■■■さんは佐用を代表する酪農業者であり、認定農業者であります。せっかくですから■■■■の経営規模を紹介します。■■■■

■■■■ 今回の設備投資は土地購入費を含めて60万円あまりです。経営規模から申し上げて、全く問題のない金額と確認を受けました。8、転用することによる付近への影響ですが、トラック待機場所及び露天駐車場につき、他に与える影響はない。9、その他参考となる事項は、周辺農地への影響等についても隣

町農業委員会 会長 腰前 正好」1件の申請がありました。

(議案第4号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて、1番の案件は、担当地区が私になりますので、議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。

職務代理 失礼します。それでは議事を進行します。1番の案件につきまして、腰前委員より説明をお願いします。

1番(腰前委員) 現地確認は、4月8日9時ごろより、事務局の押田さん、波戸さんと商工観光課職員2名、私の5名で行いました。申請地はまだ空き家バンクに登録しておらず、これから空き家といっしょに売りたいという申請になります。売買が成立すればまた申請がでできます。空き家の場所は平松の橋の垣にある2件のうち谷側の家です。申請地は木を植えており、50~60㎡ほどあり、それを空き家とセットで売りたいというものです。以上です。

職務代理 審議に入ります。1番の案件につきまして、何かご意見、質疑ございませんか。
(「ありません」の声あり)

職務代理 意見等が無いようでありますので、1番の案件につきましては、別段の面積を1平方メートルと決定してよろしいですか。

全 員 はい。

職務代理 それでは1番の案件につきましては別段の面積を1平方メートルと決定されました。次の案件からは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議事を進行します。次に、議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第5号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について、非農地証明の交付申請があったので審議を求める。令和4年4月20日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」4件の申請がありました。

(議案第5号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番の案件につきまして、担当委員の蔭山委員より説明願います。

3番(蔭山委員) 議席番号3番の蔭山です。議案第5号1番の案件について説明いたします。資料は45ページからになります。現地確認については、4月11日9時50分より、事務局の押田さん、波戸さん、行政書士事務所のさんと私の4名で行いました。申請場所は、資料にありますように長尾集落内にあるより北へ300mくらいのところにあります。佐用町の空き家バンクへの申し込みをする際に亡くなった母親から引き継いだ所有不動産の調査をしたところ8筆の土地が田畑の登記のままであることが新たに分かりました。周囲の状況からみても田畑に復旧することは不可能であることから、地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。現況の地番は昭和60年ごろより耕作を放棄されて原野化されています。自治会長、農会長の証明もあり、本人の始末書もあります。この農地も

非農地となつてから 20 年以上経過していることも認められ、周囲の状況からみても非農地としても特段の影響がないと見込まれます。その他に関する事項は特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 審議に入ります。1 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。続いて、2 番の案件につきまして、山本委員より説明願います。

2 番（山本委員）議席番号 2 番の山本です。議案第 5 号 2 番の案件について説明いたします。

資料は 52 ページから 57 ページです。現地確認は、4 月 8 日 15 時より、隣家の■■■■さんと事務局 2 名と私の 4 名で行いました。申請地はマックスバリュ前の信号より西山、山田を通る県道上福原佐用線を行き、幕山地区の最初の集落になります。申請に至った経緯を説明いたします。資料 53 ページの申請地は■■■■さん、現在は相続され申請人の■■■■さんの土地で、地目は畑です。家屋は■■■■さんの家屋です。赤字で申請地と記入されている土地の字の横が■■■■さんの土地です。今は亡くなられた両家の親が昭和 40 年以前に口約束にて交換をしてお互いに家屋を建てています。現在は両方とも空き家です。今回非農地証明を申請したのち、土地を交換するために申請にいたしました。現地の状況は 57 ページの写真のとおりです。自治会長の証明も添付されています。水利権者はありません。先ほどのことは非農地証明の審査基準の 3（2）農地に復旧するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また隣接者の同意も得られていますので問題ないと思います。その他は特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 審議に入ります。2 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。続いて、3 番の案件につきまして、松岡委員より説明願います。

9 番（松岡委員）議席番号 9 番の松岡です。議案第 5 号 3 番の案件について説明いたします。

資料は 58 ページからになります。現地確認については、4 月 7 日 13 時 30 分より、■■■■行政書士、事務局の金城さんの 3 名で行いました。申請場所は資料にありますように、安川集落の北東になります。申請人は本件土地を相続し登記を行ったところ登記簿上の土地が田のままであることが発覚し、地目変更を行いたいとのことで本申請に至りました。現況は、昭和 55 年に宅地と一体利用する形で倉庫を

建設、一部は庭園として現在に至っています。農地の使用については申請者の始末書も添付されています。本件は非農地証明の審査基準 3 (2) のうちに復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、及び審査基準の 4 (1) 20 年以上経過し非農地として判断して特段の影響がない場合に当てはまります。また、自治会長、水利代表、隣接地所有者の同意書も得られており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件につきましては許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。3 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。続いて、4 番の案件につきまして、花井委員より説明願います。

12 番（花井委員）議席番号 12 番の花井です。議案第 5 号 4 番の案件について説明いたします。

資料は 64 ページから 74 ページになります。現地確認については、4 月 8 日 11 時より、代理人■■■さん、事務員の■■■さん、事務局の波戸さん、押田さん、金城さん、私の 6 名で行いました。申請場所は資料にありますように、久保集落センターから 200m ほど南集落の中ほどに位置します。申請人は令和 3 年に宅地を相続登記するとき地目が畑であることが判明し、地目登記に必要とのことで本申請にいたっています。現況は昭和 51 年ごろより資料のとおり宅地として利用していたもので、その状況経過等については自治会長の証明、無断転用の始末書も提出されています。つきましては、非農地証明の審査基準 3 (2) 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。地元自治会長、水利代表者、隣接者の同意も得られていますので問題ないと思います。その他に関する事項は特にありません。以上を踏まえまして、本案件について許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 審議に入ります。4 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 4 番の案件につきましては承認されました。次に、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 4 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」

(議案第6号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは議案第6号については原案通り決定されました。

それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。

(午後2時15分 閉会)

令和4年4月20日

議 長 _____ ⑤

4 番 _____ ⑤

5 番 _____ ⑤